

委任の解除 宅建 H09-09-2 <<#561>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、その所有する土地について、第三者の立入り防止等の土地の管理を、当該管理を業としていないBに対して委託した。Bが無償で本件管理を受託している場合は、Bだけでなく、Aも、いつでも本件管理委託契約を解除することができる。

香子

【答え】 正しい

★
《ポイント》 委任の解除 【宅建 ★基本頻出】

委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。（民法 651 条 1 項）

《補足》 委任の解除の効力

委任の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。（民法 652 条、620 条前段）